

議案第37号

小松島市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例に  
ついて

小松島市法定外公共用財産管理条例（平成14年小松島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例

小松島市法定外公共用財産管理条例（平成14年小松島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。